

<応対記録>

所長	次長	総務課 務長	建築住宅課 長	都市計画課 課長	課 僚	担当

以下の内容を報告します。

1 日時

平成 15 年 3 月 10 日 (月) 16:00~16:20 頃

2 来所者

3 対応者

熱海土木事務所都市計画課

4 内容等

[ ] については、違反造成箇所、許可済み箇所双方に対し工事停止等の命令を出し、違反造成箇所については防災工事の計画を 3 月 10 日 (月) までに提出するように命令している。

防災工事の計画について文書を持参したこと。

以下、その際のやりとり。

先日、FAX でお送りしましたが、朱印を押したものを持参しました。

緊急でやりたい防災工事はあるのですが、その他については現在委託して作成中なので、期間の猶予をいただきたい、という内容になっています。

わかりました。内容は変わっていないようですね。

緊急でやりたいという防災工事は、いつから実施予定ですか？

[ ]

明日にでもできたら、と思っています。

そうですか。正式な防災計画の提出はいつ頃になりますか？

[ ]

委託している設計会社に、至急でお願いしている状況です。

明確に何日とかはちょっと…

いつ頃にできるかわかったら、教えてください。

[ ]

わかりました。

今回のこの計画だけでは駄目ですか？水や土砂が出ないようにしますけど。

正式な防災計画ということであれば、例えば、「敷地の面積や形状に応じ、どれくらいの土砂や水が区域外に流出するかを想定し、それを防ぐためにどのくらいの規模の防災施設をつくる」というようなことがわかるようにはしていただきたいですね。

それはウチでは無理ですね・・・

やっぱり作成してもらうことになると思います。

許可済みの方についても、現地を見てもらった上で是正計画を作ってもらっていますが、期限にはちょっと遅れてしまうかもしれません。

造成行為のやり方そのものに問題があるっていう指摘を県庁で受けましたので、そう簡単にはできないと思います。

土地対策室の[REDACTED]から、まず上の、まだこれから盛土をする方からやってみた方が良いのではというアドバイスを貰いましたし、全体をどうやってやるかという計画を作らなくてはならないので、ちょっと時間がかかりそうです。

[REDACTED]  
それは、許可済みの区域について、開発行為を完成させるための計画のお話ですか？

今、県が出している命令にあるのは、「現場停止中の、土砂等の流出を防止する防災措置の計画の提出」です。

許可済みの区域について施工状況が適正でないという話になっていて、それをどうやって適正な形にもっていくか、という是正計画は、作成に結構な時間がかかると思いますよ。だからこそ、その前に防災計画をという話になる訳です。

[REDACTED]  
許可済みの方の区域については、今現在の状況で特に問題ないと思いますよ。

これから造成する上の方が池のかわりになって水を貯められます。現に2年位はそうやっていて、水が外にでたりしてない訳ですし。

[REDACTED]  
下の宅地にした方は、排水管も入っていて、全て問題なく市道の側溝に流れます。

[REDACTED]  
下の宅地の方は現況で問題ないというのであれば、それがわかるような資料は必要ですよね。排水の流れとかをきちんと示して。

[REDACTED]  
それは変更許可をしようとした時に使った図面とかで書けると思います。

[REDACTED]  
で、まだ造成をしていない方ですが、池みたいになってるから大丈夫っていうのはちょっと・・・

[REDACTED]  
溜まった水はどうなるんですか？側溝等に水を流すように導くような措置は必要ないんでしょうか？

[REDACTED]  
自然に浸透しますし、何も問題ないと思いますよ。

[REDACTED]  
半分以上水が溜まるような状態になったことも無いです。

[REDACTED]  
下の方から盛土をして造成した箇所に与える影響とかは良いんですか？  
通常なら、水が溜まらないようになんらかの処理をする必要があると思いますけど。

(■) 溜まった水をポンプアップしろとかの指示があるのならやりますけどね。  
ただ、どっちにしても、ウチが工事をする内容は信用が無いという判断になつてしまふんですね？

今、ウチはもうあの現場にタッチしようにもできない状況になっています。  
だからこそ、顧問の■が大手の建設会社に話を持っていったりしている訳です。

違反と捉えられた箇所についても、ウチの会社の名前では開発できないんですね。■にそう言われました。だた、違反の方の箇所については殆ど切土で済むし、そちらの開発を考えた方が、とも言ってもらったんで、なんとか開発できるようにしたいとは考えています。

(■) なんにせよ、全体の計画のは正がどう、というよりまず先に、防災計画について作成して提出してください。

また、県庁でも言われたと思いますが、他法令についてもこれからは正の要求が出てくる可能性も多いですよ。  
今回の防災計画については、結局いつ頃提出できるのかについて、わかつたら連絡してください。

(■) わかりました。また明日にでも、股計会社と連絡をとるようにします。  
あと、話は変わりますが、また週末に今回の件が新聞に載ったようですね。  
さっき聞いた話なのですが。「■新聞」って知っていますか？

(■) ■新聞でしょうかね。

(■) この庁舎に新聞の閲覧ができるコーナーってありますか？

一応見ておきたいんですよ。

※ この後、当事務所で購読していることがわかつたため、写しを提供しました。

(■) それでは、防災計画を速やかに作成していただきて、提出期日がわかつたら教えてください。

(■) わかりました。

## 5 その他

提出された防災計画の内容や、許可済み箇所には防災措置は必要ないと考えている事から、防災措置に関する認識の甘さを感じられた。

また、「無許可で造成した方について、開発したいという意図が明らかであったと考える（だから違反として命令した）」「そもそも上の方からやった方が良かったのではないか（通常は、施工上、その方がやりやすい）」という■の発言を、「上から開発をやるように勧められた」と解釈している可能性もある。